

議員提出議案第 11 号

北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃に関する意見書

北朝鮮は、11月23日、韓国の延坪（ヨンピョン）島に対して砲撃を行い、韓国軍との間で一時交戦状態となりました。この砲撃により、韓国軍兵士だけでなく、同島の民間人も巻き込み死傷者が出ており、住民約1,600人が緊急避難する事態となりました。民間人が居住する島への無差別の砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する無法な行為であります。

北朝鮮は、今回の行動を、韓国軍が「北朝鮮の領海」で軍事演習を行い、砲撃したことへの反撃だとしています。この海域における境界線については、韓国と北朝鮮の主張が異なっていますが、それを武力攻撃の理由にすることは、断じて許されるものではありません。

以上のことから、北朝鮮に対し、攻撃とそれによる被害の責任をとり、挑発的な行動を繰り返さないことを厳重に求める必要があります。

よって、さいたま市議会は、以下のとおり、日本政府において緊急の対応を求めます。

- 1 北朝鮮の軍事挑発行動に対し、毅然とした外交姿勢で臨むこと。
- 2 事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的な努力によって解決する取組を積極的に行い、関係各国に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月1日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	細川邦子
	同	日浦田明
	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一

同	神	田	義	行
同	関	根	隆	俊
同	長	谷	川	浄
			意	